

3～5歳児（保育認定）の保護者の皆様へ

令和元年10月保育料無償化に伴う 給食費の取扱いの変更について

○給食費については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。ただし、年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の児童については、副食費(上限4,500円/月)を減免します。

**現在
～9月**

3～5歳児の**保育認定児童**の給食費については、
・主食(ご飯等)分については 持参 又は 園へ直接支払い
・副食(おかず)分については 保育料の一部として園(町)へ支払い
となっています。



**10月
以降**

保育料は無償化されますが、給食費については主食分に加え副食分も保育所や認定こども園等に直接お支払いいただくこととなります。

～無償化後（2019年10月以降）～



※給食費の金額は、施設ごとに異なります。

問い合わせ先: 有田町子育て支援課(有田町福祉保健センター内)

TEL 0955-25-9200